

予備自衛官制度

●予備自衛官制度とは

予備自衛官制度とは、有事などの際、防衛出動や災害派遣時等により必要な自衛官を迅速かつ計画的に確保するため、元自衛官を採用する制度です。

●予備自衛官の応募資格等

自衛官としての勤務年数、退職時の階級及び年齢に応じて応募資格が決められており、選考により採用します。

応募資格

対象者	自衛官として、1年以上勤務した者で、それぞれの階級に応ずる年齢未満の者													
階級※	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士	2士
年齢	58歳未満	57歳未満		56歳未満					55歳未満					

※士長以下の階級の採用年齢は、30.10.1から、「37歳未満」から「55歳未満」に改正されました。

選考及び採用

本人からの志願を受け、書類審査（※志願者が作成する「予備自衛官志願票」及び最終所属部隊が作成する「自衛官離職者身上書」）による選考を行い採用します。必要と認める場合に限り、口述試験を実施することがあります。

採用後は、退職時の階級が指定されます。

身分

非常勤の自衛隊員（非常勤の特別職国家公務員）です。

任用期間

1任期：3年（継続任用も可能です。）



● 訓練招集

予備自衛官の義務として、国からの招集に応じる義務及び招集訓練に参加する義務があります。応招義務として、①防衛招集、②国民保護招集、③災害招集、④訓練招集の4種類があり、平時であれば、年1回、訓練招集があります。自衛官退職後の年数に応じ内容が異なり、概ね、下表のとおりです。

対 象	訓練種別	訓練内容	実施場所
自衛官退職後 1年以上の者	5日間訓練	基本教練 配置訓練 等	部隊等
自衛官退職後 1年未満の者	1日間訓練 ※初年度のみ	防衛教育 生活指導 等	地方協力本部

● 予備自衛官の処遇等

予備自衛官は、各種手当や補償に加え、訓練実績等に応じ表彰等が受けられます。

予備自衛官手当

月額:4,000円

予備自衛官としての手当が支給されます。

訓練招集手当

日額:8,100円

訓練に参加すると手当が支給されます。

訓練招集旅費

訓練参加のための往復旅費が支給されます。

被服及び食事

訓練招集期間中に必要な被服等は貸与され、食事も支給されます。

災害補償

公務に起因する災害(負傷、疾病、死亡)については、現職の自衛官と同様に、本人またはその遺族に対して補償を行います。

永年勤続者表彰

予備自衛官として永年(5年、10年、20年、30年)勤務をした者は、表彰されます。

● 志願手続き

下表の区分に従い、予備自衛官志願票を入手し、必要事項を記入し提出して下さい。

区分（志願時期）	自衛官退職時に志願する場合	自衛官退職後に志願する場合
志願票の入手	最終所属部隊	現住所の属する地方協力本部
志願票の提出	最終所属部隊	現住所の属する地方協力本部

予備自衛官制度の内容について、確認したい方は、お近くの地方協力本部、もしくは下記のリンク先（陸上自衛隊HP）にアクセスしてください。

予備自衛官とは（陸上自衛隊ホームページ）

<http://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/yobiji/index.html>

制度改正のお知らせ

30.10.1の自衛隊法施行規則の一部改正により、予備自衛官制度の一部改正がなされました。

士長以下の階級で退職自衛官について、年齢上限が「37歳未満」から「55歳未満」へ引き上げられました。これにより、採用の幅が広がり、これまで以上に多くの志願者の受入れが可能になりました。

また、自衛隊法施行規則の一部改正に併せて、継続任用年齢の上限も改正されました。

予備自衛官制度は、1任期を3年とした任期制であり、本人の志願意思と訓練成績等による選考により、継続任用を可能としています。この継続任用を可能とする年齢の上限は、これまで「満61歳（61歳未満）」としていましたが、施行規則の改正と併せて、「満62歳（62歳未満）」へと改正され、より長く予備自衛官として活躍していただけるようになりました。